

山梨県防災公園整備プログラム（第 2 期）

令和 5 年 3 月 山梨県県土整備部 都市計画課

1. 整備基本方針

（1）はじめに

山梨県では、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、本県の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「山梨県地域防災計画」(以下「地域防災計画」という。)を策定している。

地域防災計画では、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関の活動体制の確立、並びに他関係機関等との連携による応援・受援体制の確立を行うことが定められており、広域応援体制を構築するために必要となる防災活動拠点として、県営都市公園等が設定されている。そして、災害時の利用形態を想定し、必要に応じた防災機能の強化を図ることとされている。

また、国土強靱化基本法に基づき、いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するための「山梨県強靱化計画」(以下「強靱化計画」という。)を策定している。

強靱化計画においては、地域防災計画におけるこうした方針をふまえる中で、計画の着実な推進を図るための施策を明らかにした「山梨県強靱化アクションプラン」を策定し、防災公園施設の整備を進めることにより都市公園の防災活動拠点機能の強化を図っていくこととしている。（別添参考資料参照）

本整備プログラムは、平成 20 年度～ 26 年度までの 7 年間で実施された第 1 期整備に引き続き、昨今の自然災害の特徴や社会環境の変化に基づき策定されている現行の地域防災計画や強靱化計画において求められている防災活動拠点としての機能を満足するよう、都市公園における防災活動拠点機能の強化を目指すものである。

（2）対象とする事業

地域防災計画において、「防災活動拠点」として位置付けられている施設（表－1 参照）のうち、都市計画課所管の都市公園における施設の整備事業を対象とする。

（表－2 参照）

表－1 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表（山梨県地域防災計画 抜粋）

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

表－2 都市計画課所管の防災活動拠点（都市公園）

No	公園名	公園種別	面積 (ha)	第1期整備対象
1	小瀬スポーツ公園	運動	46.0	○
2	緑が丘スポーツ公園	運動	31.1	○
3	富士川クラフトパーク	広域	52.8	○
4	富士北麓公園	広域	31.6	○
5	曾根丘陵公園	広域	38.1	○
6	桂川ウェルネスパーク	広域	42.1	－
7	笛吹川フルーツ公園	総合	19.5	○

(3) 対象とする期間

強靱化計画の推進期間が令和2年度～令和6年度であること等をふまえ、本プログラムの対象期間は令和3年度から令和6年度の4年間とする。

(4) 整備目標

広域応援等により各地から進出する警察、消防、自衛隊等の実動部隊の車両・人員を受け入れる一時集結またはベースキャンプ機能や、広域搬送拠点臨時医療施設機能といった各公園毎に求められる機能及び受け入れ想定部隊の特徴に合わせ、必要となる施設や機能の整備を行うことにより、防災活動拠点機能の強化を図ることを目標にする。

(5) その他

○全ての人々の利用しやすさへの配慮

高齢者や障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが求められ、一体的な法制度として、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行された。その後、東京オリンピック・パラリンピックの開催や障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、訪日外国人旅行者の増加など、社会情勢の変化を受けて、平成30年5月及び令和2年5月に法の一部改正が行われ、基本理念として「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の明確化、「心のバリアフリー」として高齢者、障害者等に対する支援が明記された。

こうした背景のもと、子ども・子ども連れから高齢者まで幅広い年齢層の公園利用者が、障害の有無やその他の事情に関わらず、安全・安心で快適に利用できる都市公園の実現に向け、ハード・ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進する必要性が求められていることから、整備にあたっては都市公園へ来園する全ての人々が利用しやすいよう配慮したものとする。

○訓練の実施

災害発生時の防災活動拠点としての受援体制の円滑な構築を目的とし、地域防災計画等に基づく防災訓練の実施に際しては、公園管理者（県）及び各公園の指定管理者がこれに積極的に参加・協力するものとする。

また、各公園の指定管理者においては、災害時対応についてマニュアル等の整備を行うとともに災害時対応訓練を適時適切に実施するものとし、公園管理者（県）は適切な指定管理者指導を行うものとする。

2. 公園別整備基本設計

各公園毎に求められる機能、受け入れ想定部隊及びその活動計画に基づき、必要な公園施設整備について基本設計としてとりまとめた。

とりまとめに当たっては、防災危機管理課及び想定される活動部隊等へのヒアリング結果等をもとに、防災活動拠点としての運営方法等を考慮したものである。

基本設計のとりまとめ結果は、次の各図面にて示すとおりである。

【位置図】

事業対象となる都市公園の位置を示している。

【災害時利用計画図（案）】

災害時の防災活動拠点としての利用計画（案）について記載した図面。

各公園毎に求められる機能、受け入れ想定部隊及びその活動計画に基づき、公園施設毎に災害時の利用計画（役割及び運営方法）についてとりまとめている。

なお、災害時利用計画において主として想定する災害は、将来の発生が強く懸念される東海地震等の大規模地震災害としている。

【整備計画図（案）】

防災公園施設の整備計画（案）について記載した図面。

災害時利用計画図（案）に示す公園施設毎の災害時の利用計画（役割及び運営方法）に基づき、必要となる施設の整備計画（案）についてとりまとめている。

以上